議案第56号

逗子市職員の再任用に関する条例及び逗子市職員の退職手当に関する条例の一部 改正について

逗子市職員の再任用に関する条例及び逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

平成27年9月7日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市職員の再任用に関する条例及び逗子市職員の退職手当に関する条例の一部 を改正する条例

(逗子市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 逗子市職員の再任用に関する条例(平成14年逗子市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2 第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項 第4号」に改める。

(逗子市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 逗子市職員の退職手当に関する条例(昭和28年逗子市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(提案理由)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)の施行に伴い、条文の整備の要あるため提案する。